## 鳥取県告示第 731 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	そ の 他 の規格	生産業者の名称及び 住所	登録の有効期間
鳥取県	乾燥菌体肥	水産乾燥菌体	窒素全量 6.0	公定規	社団法人境港水産加	平成 18 年 7 月 1 日
第 506 号	料	肥料3号	りん酸全量 5.0	格のと	工汚水処理公社	から
				おり	境港市昭和町12-19	平成21年6月30日
						まで
鳥取県	混合有機質	EMスーパー	窒素全量 4.5		農事組合法人米子葉	平成18年7月25日
第 528 号	肥料	アグリ	りん酸全量 4.5	,,,	たばこ堆肥生産組合	から
			加里全量 1.5	"	米子市岡成 585-1	平成21年7月24日
						まで